

所得控除一覧表

○は記載のために参考にする書類、●は申告書に添付する書類です。
●のうち、赤字はご自身でご用意いただくもの、青字は税務署等に備え付けのものです。

所得控除の種類	税額控除が受けられる場合	控除額	必要書類																								
1 雑損控除	<ul style="list-style-type: none"> ■ あなたや生計を一にする家族や配偶者が災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 ■ あなたが災害等に関連してやむを得ない支出をした場合 	損失額をもとに一定の方法で計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ○ 市町村から交付された「り災証明書」等 ● 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書 																								
2 医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定額以上ある場合	(支払った医療費－保険金などで補填される金額)－(所得金額×5%と10万円のいずれか少ない方)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費の領収書等 ● 医療費の支払先などを記入した「医療費の明細書」 																								
3 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料などを支払った場合	支払った保険料の合計額	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等 																								
4 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある場合	支払った掛金の合計額	<ul style="list-style-type: none"> ● 支払った掛金額の証明書 																								
5 生命保険料控除	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合	一定の方法で計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社等より発行される支払額などの証明書 ※新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。 																								
6 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合 ※旧長期損害保険料を含みます	一定の方法で計算した金額(最高5万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社等より発行される支払額などの証明書 																								
7 寄附金控除	下記の寄附金(学校の入学に関するものを除く)を支出した場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国に対する寄附金 ■ ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金) ■ 社会福祉法人に対する寄附金 ■ 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ■ 特定の政治献金 ■ 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金 ■ 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄附金 ■ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額など 	「寄附金支出合計額」と「所得×40%」のいずれか少ない方－2,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証 ● 特定の公益法人や学校法人などに対する寄附や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人や信託が適格であることなどの証明書又は認定証の写し ● 政治献金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」 																								
8 寡婦・寡夫控除	あなたが寡婦又は寡夫である場合	27万円(一定の要件を満たす場合35万円)																									
9 勤労学生控除	あなたが勤労学生である場合 ※ただし、前年分の合計所得金額が65万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の方	27万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書 																								
10 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合	一人につき、 ①障害者 27万円 ②特別障害者 40万円 ③同居特別障害者 75万円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、市町村長等の認定書等 																								
11 配偶者控除	あなたに控除対象配偶者がいる場合 ※配偶者の合計所得が38万円以下の場合	①一般控除対象配偶者 38万円 ②老人控除対象配偶者 48万円 (控除対象配偶者のうち年齢が70歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者の氏名・生年月日がわかるもの 																								
12 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 380,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>380,001円 ～ 399,999円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>400,000円 ～ 449,999円</td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td>450,000円 ～ 499,999円</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>500,000円 ～ 549,999円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>550,000円 ～ 599,999円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>600,000円 ～ 649,999円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>650,000円 ～ 699,999円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>700,000円 ～ 749,999円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>750,000円 ～ 759,999円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>760,000円 ～</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額	～ 380,000円	0円	380,001円 ～ 399,999円	38万円	400,000円 ～ 449,999円	36万円	450,000円 ～ 499,999円	31万円	500,000円 ～ 549,999円	26万円	550,000円 ～ 599,999円	21万円	600,000円 ～ 649,999円	16万円	650,000円 ～ 699,999円	11万円	700,000円 ～ 749,999円	6万円	750,000円 ～ 759,999円	3万円	760,000円 ～	0円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者の氏名・生年月日がわかるもの ○ 配偶者の源泉徴収票など、収入・所得がわかるもの
配偶者の合計所得金額	控除額																										
～ 380,000円	0円																										
380,001円 ～ 399,999円	38万円																										
400,000円 ～ 449,999円	36万円																										
450,000円 ～ 499,999円	31万円																										
500,000円 ～ 549,999円	26万円																										
550,000円 ～ 599,999円	21万円																										
600,000円 ～ 649,999円	16万円																										
650,000円 ～ 699,999円	11万円																										
700,000円 ～ 749,999円	6万円																										
750,000円 ～ 759,999円	3万円																										
760,000円 ～	0円																										
13 扶養控除	あなたに控除対象扶養親族がいる場合 ※扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。 ※あなた以外の人の扶養親族とされている者については、扶養控除の適用はありません。	①一般の控除対象扶養親族 38万円 ②特定扶養親族 63万円 (年齢が19歳以上23歳未満の方)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養親族の氏名・生年月日がわかるもの ※16歳未満の扶養親族がいる場合には、「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当事項を記入します。 																								
14 基礎控除	全ての方に適用される控除	38万円																									